

附属明細書

(1) 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、省略します。

(2) 引当金の明細

なし